# 第１　資格審査申請要領（県内建設業者用）

## １　審査基準日

令和９年度大分県公共工事競争入札参加資格審査申請における**審査基準日**は、**令和８年12月１日**とする。

## ２　資格審査を申請できる者及び業種

次の①から⑤の要件を全て満たす者（大分県内に建設業法上の主たる営業所を有する者）及び業種であることとし、資格審査は、原則として建設業法第27条の29の規定に基づく総合評定値の請求（以下、「総合評定値請求」という。）を行い、総合評定値の通知（以下、「総合評定値通知」という。）を受けた業種と同一の業種について行うこととする。

① 建設業法の規定により、国土交通大臣又は都道府県知事の許可を受けている者及びその業種

② 申請日現在において、審査基準日を令和７年10月１日から令和８年９月30日の間とする総合評定値通知を国土交通大臣又は都道府県知事から受けている者及びその業種（現に申請中（経営事項審査申請済：11月、12月、１月）の者を含む。経営事項審査については申請要領を別途参照のこと。）※R9.3月に経営事項審査を受審する場合は、申請期間の対象外となる。

③ 大分県が発注する工事契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請の時期（昭和39年大分県告示第481号）第８の１の(3)及び第８の２の(4)で定める暴力団関係者に該当しない者

④ 社会保険等の適用事業所において、適用除外承認を受けている場合を除き、申請日現在において必要な「健康保険」、「厚生年金保険」及び「雇用保険」すべてに加入している者

⑤ 地方自治法施行令第167条の４第１項の規定に該当しない者

## ３　資格審査の申請期間及び申請方法

申請期間は**令和８年12月１日から令和９年１月29日まで**とし、申請方法は**書面持参**とする。

**※期間外の受付は一切行わない**

## ４　受付日時及び受付場所

受付日時　　３の期間中で、申請者の主たる営業所の所在地を管轄する土木事務所の定める日時

受付場所　　申請者の主たる営業所の所在地を管轄する土木事務所

## ５　申請書類

ホームページに掲載　ＵＲＬ　**https://www.pref.oita.jp/soshiki/17050/**

## ６　提出書類・提出部数

競争入札参加資格審査申請書類一覧（Ｐ３）に掲げる書類について正本１部、副本２部を提出する。

## ７　その他注意事項

**(1)　一度申請した資格審査書類について、申請者の申立てによる変更は認めないので、内容を十分確認したうえで申請をすること。**

**(2)　競争入札参加資格の資格審査の申請をした者が、次の各号の一に該当するときは、資格の格付又は認定を行わないことができるものとする。**

① 競争入札参加資格申請書若しくは添付書類又は資格審査用データ中の重要な事項について虚偽の

記載をし、又はそれらに重要な事実について記載をしなかったとき。

② 経営規模等評価申請書、経営状況分析申請書及び総合評定値請求書又はその添付書類に虚偽の記載をしてこれを提出し、結果の通知を受けたとき。

③ 審査を行う過程又は審査の結果において、暴力団関係者である等競争入札参加者の資格を与える者として不適当であることが判明したとき。

**(3) 競争入札参加者の資格を有する者が、次の各号の一に該当するときは、資格の取り消し又は等級の格下げをすることができるものとする。**

① 建設業法第３条の規定による許可の効力を失ったとき。

② 請負契約の履行について不誠実な行為をしたとき。

③ 前２号の他、暴力団関係者である等競争入札参加者の資格を有する者として不適当であることが判明したとき。

**(4) 競争入札参加資格の決定に関しての問い合わせには一切応じない。**

**(5) 事業協同組合の特例扱いを希望する場合は、次の書類が必要である。**

① 特例扱いを希望する旨の申出書

② 役員名簿及び組合員名簿（組合員のうち審査対象とする組合員５名以内を選択し、明示すること。）

③ 事業協同組合の建設業許可通知書の写

④ 事業協同組合及び審査対象者（組合員のうち５名以内）の総合評定値通知書の写又は総合評定値請求書受付票の写

⑤ 官公需適格組合証明書の写

**(6) 格付結果等の公表について**

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に係る適正化指針により、次の事項を公表する。

① 競争入札に参加する者に必要な資格

ア 大分県が発注する工事契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請の時期（昭和 39 年大分県告示第 481 号）

イ 大分県が発注する工事契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請の時期の特例（平成 20 年大分県告示第 224 号）

② 競争入札に参加する者に必要な資格を有する者の名簿

建設業者競争入札参加資格一覧表（県内業者）

③ 指名競争入札に参加する者を指名する場合の基準

ア 大分県が発注する工事請負契約に係る指名基準について（平成 5 年 12 月 17 日付監第 1491 号）

イ 大分県が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格を有する者に対する指名停止等措置要領（昭和 60 年大分県告示第 267 号）

④ 競争参加者の等級区分の基準及び基準の公表

「建設工事競争入札参加資格の決定に関する格付基準」による。

なお、公表の方法は、土木建築企画課建設業指導班・大分県情報センター・各振興局地区情報コーナー・各土木事務所及び大分県ホームページにおける閲覧とする。

また、土木建築企画課建設業指導班・各土木事務所においては貸出も可能とする。